

検討資料 / 取扱注意

与那国「国境交流特区」の実現に向けて

関係当局との協議・打合せ等のための検討資料

平成 17 年 6 月 15 日

沖縄県 与那国町
福山海運合資会社
財団法人都市経済研究所

沖縄県与那国町「国境交流特区」構想について

国境離島型開港による島の再生・活性化と新しい国境都市の形成

「国境交流特区」提案に関わる歴史的背景と経緯

- ・ 与那国島は日本最西端に位置し、石垣市まで 127 km、台湾までは 110 km と、距離的には八重山圏の中核都市である石垣市よりも台湾に近い。
- ・ 戦前、台湾との地理的・歴史的な繋がりが深い与那国島は、東・東南アジア地域への日本の前進基地としても重要な立地にあった。
- ・ 戦前の与那国では、隣接する台湾との自由往来が実践されていた。台湾経済圏の中で一体的な生活圏が保たれ、生活物資等の交易だけではなく、台湾での就学（教育）・就業（雇用）も行われ、常に 5,000 名規模の人口が保たれていた。
- ・ 戦後、台湾との国境線が敷かれた後も復興貿易（密貿易）を中心とする交流が行われ、人口は飛躍的に増加し、昭和 22 年には人口 12,000 名をもって村から町へ昇格するほど繁栄した経緯・歴史がある。
- ・ その後、密貿易の取り締まり強化などが契機となり、昭和 25 年以降は年最大 500 名規模の人口流出が始まり、この現象は昭和 30～40 年代もとどまらず、昭和 47 年の本土復帰時の人口は 2,600 名、平成 17 年 4 月現在 1,718 名。最盛期の 7 分の 1 まで減少した。
- ・ このような状況下、島民は自らの島を守り、活性化を図るための努力を続けている。

関係経緯（抜粋）

昭和 57 年 与那国町・花蓮市との姉妹都市協定を締結

昭和 59 年以降 不開港の特許により台湾省（花蓮市）、福建省から建設資材（砂・バラス・アスファルト）の直接輸入を実施。現在もアスファルト以外は実施。

昭和 62 年 「与那国地域交流シンポジウム」, 「与那国開港へ向けての宣言」

（町議会採択）

昭和 63 年～平成元年 「日常生活物資等の直輸入トライアルの実施」

平成 2 年 「姉妹都市友好親善交流訪問団の相互訪問」(与那国 花蓮港直接航行)
その後も平成 4 年・9 年・14 年の計 3 回の相互訪問を行っている。が、いずれも直接航行は許可されず、石垣・那覇経由で台湾へという変則的で移動効率の悪い交流を余儀なくされている。なお、平成 18 年には「与那国町・花蓮市姉妹都市締結」25 年を迎える。(記念事業予定)

注：与那国 那覇（500 km）+ 那覇 台湾（600 km）= 1,100 km（片路）/ 2,200 km（往復）

平成4年～13年 「中学生ホームステイ事業」

平成14年より中断。(財政事情による)

平成7年～14年 「中国語講座開講」

平成15年より中断(財政事情による)

平成12年・14年 「友好親善ヨットレース」(与那国 花蓮港直接航行)

平成17年3月 与那国「自立・自治宣言」・「与那国・自立へのビジョン」

平成17年4月5日、町議会にて議決・採決

- ・以上、多くの取組み・実績を粛々と重ね、かつての「台湾との直接交流・交易」の実現を展望・希求しながら、港湾・空港などハード面ならびにソフト面における与那国開港への環境整備を鋭意図ってきた。

記

港湾・空港の整備状況について：

祖納港(普通港湾・沖縄県管理)

700トン級バース 1 / (4.5m) 80m・・・完成(フェリー接岸)

2,000トン級バース 1 / (5.5m) 100m・・・平成17年度完成予定

防波堤工事中・・・平成17年度完成予定

5,000トン級バース 1 / (7.5m) 130m・・・平成17年度以降計画

与那国開港に関する現況調査：

平成元年『離島港湾の開港条件整備計画調査』を沖縄総合事務局及び沖縄県が実施している。

与那国空港(地方空港・沖縄県管理)

1,500m 2,000m滑走路延長工事中・・・平成18年完成予定

・「国境交流特区」提案にあたっての新たなビジョン

辺境に位置する国境の離島は、道に喩えれば「行き止まり」「袋小路」である。

戦後、与那国島が「辺境の地」と化して以降の60年、雇用は減少し、また、高校がないこと等による若年層の島外流出など、過疎化・高齢化の流れはとどまることなく、他方、地域活力の低下や行政機能の縮小の中、与那国は島ちゃび(離島苦)への直面を余儀なくされてきた。

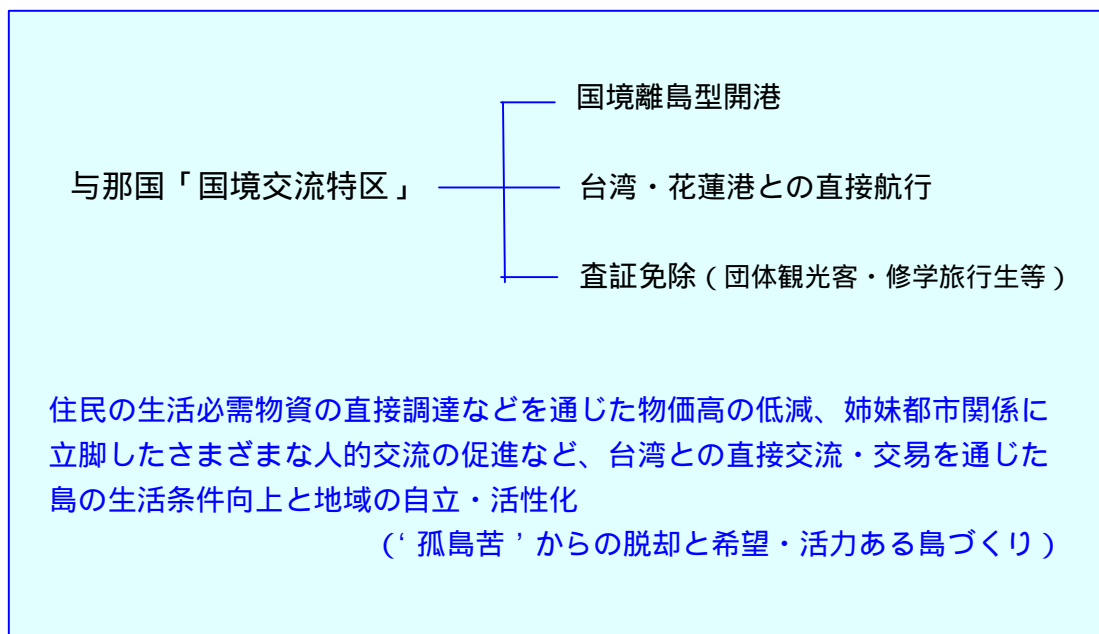
しかし、島民には夢がある。代々引き継がれてきた島の自然環境と文化、人情の豊かさ、「国境の島守」の精神、台湾との善隣・交流・共生など、与那国固有の資産を活かした新しい挑戦を実行すべく、今年3月には、町民各代表の参画による『与那国・自立へのビジョン』がまとめられた。(平成17年4月5日、町議会にて全会一致で議決)

現在、世界規模で進展しているボーダーレス化／グローバル化は、われわれ与那国島と無縁なものでない。とりわけ、日本を含む東・東南アジア、さらに西太平洋諸国における国際的な交流・連携・相互依存は、経済・政治・防災・安全保障を含む広範な領域で更に進展・深化すると考えられる。

その中で、わが国の国境・最西端に位置しながら、台湾まで110 km、福州市まで370 km、廈門市まで400 kmに位置する与那国は、台湾ならびに中国沿岸地域との接点あるいは交流のフロンティアとして独自の役割を担い、新しい地域間交流の拠点となり得ると考える。

今般、政府が推進する地方分権・規制改革（構造改革特区等）・地域再生への取組みは、地域が主体性を発揮し、自らの特性や独自の資源を活かした「新しい自立」の実現を促進するものである。

かつて与那国島では、地理的な条件や歴史的風土から自然発生的に活力ある国境都市が形成された。今回、政府が主導する構造改革特区として提起する本「国境交流特区」では、台湾をはじめとする諸外国との地域間交流を民間主導で展開し、与那国はその拠点として、地域経済の繁栄だけでなく、産業・自然環境・学術文化・防災・医療など、21世紀にふさわしい多元的な地域間協力と相互支援・共生をめざすものである。また、次代を担う国際的人材の育成、国境離島における安心・安全と豊かな暮らしの実現、さらに県益・国益への貢献・寄与をめざすものである。



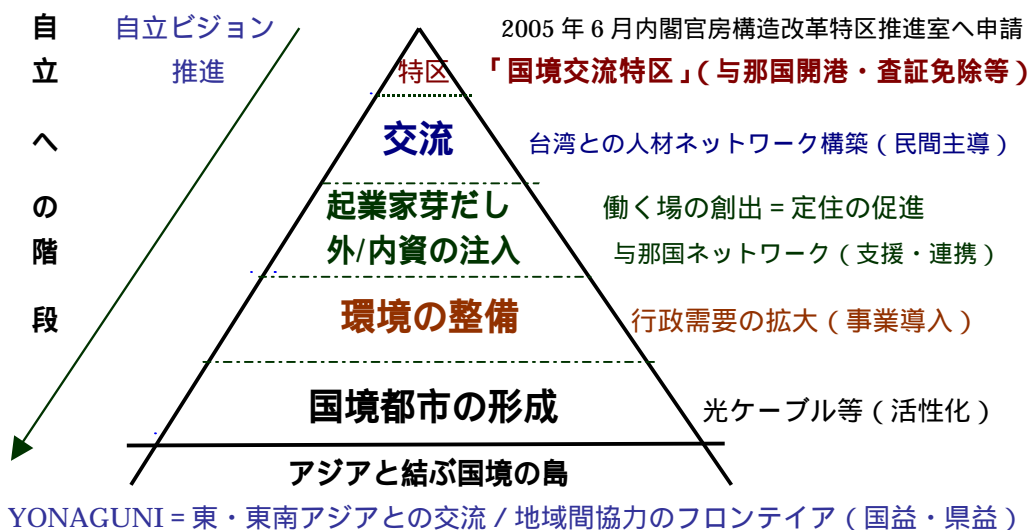
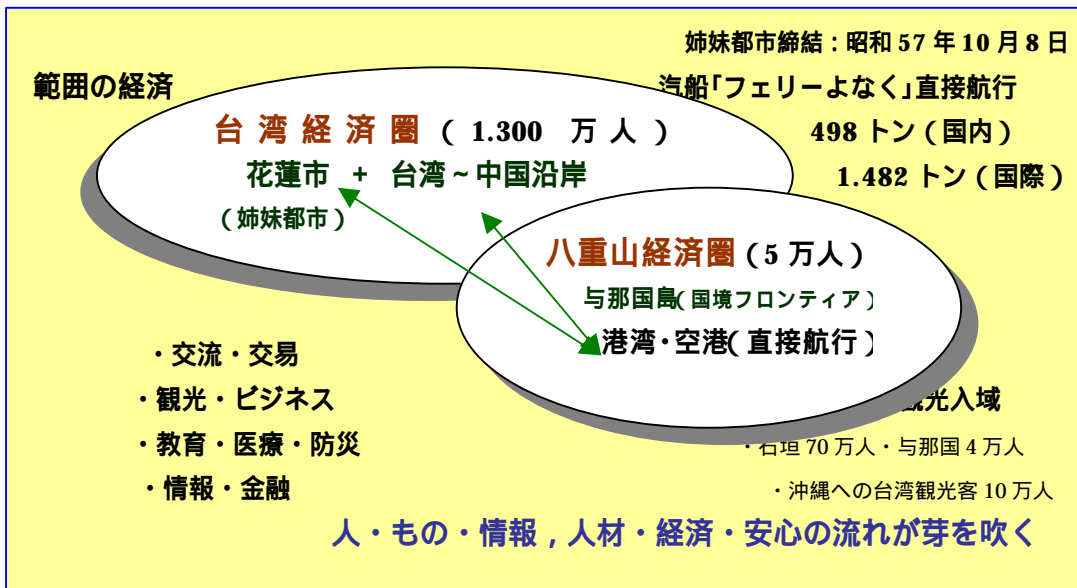
魅力と活力ある島づくりをめざす

・島の土地 / 水 / 環境は定住人口 5,000 名を育む・
自立・自治・共生の島 (「与那国・自立へのビジョン」)

・地域活性化の芽が吹く (中高一貫・大学)・

・定住の芽が吹く / 働く場が芽吹く・

「国境交流特区」をもって島の再生・活性化と国境都市の形成を目指す



「国境交流特区」の骨子

与那国町 PT 特命（特区推進班）

- . 誰が 官民共同申請（与那国町 + 福山海運）
- . 何を 祖納港開港（「国境離島型開港」：旧大蔵省内規の緩和） 祖納港活性化
隣国への直接航行（地元海運事業者と隣国船舶の相互乗り入れ）
団体旅行客の査証免除（国内外交流人口の注入・拡大）
- . 何時 平成 17 年 6 月末
- . 何処へ 内閣官房 構造改革特区推進室
- . 何故 ‘日本最西端・国境の島’の孤島苦克服と地政的特性の活用
(歴史・経緯を背景に)
- . 何を期待して
国境離島の自立・活性化 魅力と活力ある島づくりをめざす
定住・U ターン・国内外交流人口の注入・拡大
働く場および地元起業家の創出（ビジネスチャンスの創出）
日本一高い物価高の解消（新しい流通システムの開拓等）
中高一貫教育の実施、大学の誘致（次代を担う国際的人材の育成）
防災・医療の相互支援（安心・安全・共生）
国際人材ネットワークの構築（範囲経済と地域間協力）
与那国（自然・伝統文化等）の世界への発信とアジア情報の注入
その他
- . 政策的意義
今般、島外への若者の流出による過疎化と高齢化、財政困窮など離島地域を取り巻く環境は極めて厳しい。しかし、「交流」に自立の活路を見出し、新しいまちづくりを持続していくことは、同様の問題課題に直面している他の国境離島に対しても先導的な取組みとなる。
- . その他（国境のフロンティア）
沖縄地区税関石垣支署によると、一昨年の 1 年間に石垣港に入港した外国貿易船の 94%、4,154 隻が、書類上の入港手続きだけのクリアランス船であるという。台湾は、中国との直接貿易が出来ないため外国の国際港で最も近い石垣港を経由する変則的なクリアランスを余儀なくしてきた。これは年々増加し、平成 14 年度は対前年比 27%増加している。こうした状況を是正するため、台湾側には沖縄への投資構想があり、これを可能にする大胆な規制緩和を求めているとの情報もある。
石垣よりも台湾に近い、また、那覇よりも中国沿岸に近い与那国が、国境都市機能を備えていれば、台湾投資が実行される可能性が期待できる。

関係法令等検討資料

「国境離島型開港」に向けて

船舶法

第三条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

3. 日本船舶の特権及び義務

1 日本船舶の特権

国旗掲揚権

不開港の寄港、及び沿岸貿易権（ 逐条解説）

関税法

第 2 条第 1 項

11 号 「**開港**」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して制令で定める港をいう。

12 号 「**税関空港**」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。

13 号 「**不開港**」とは、港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。

(A 型)	(B 型)
<p style="text-align: center;">【国境交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶法第 3 条 対応可能 / 海事局見解 (日本船舶の特権) <u>日本船舶のみ (外国船舶対象外)</u> 不開港の寄港、及び沿岸貿易権。 ・ SOLAS 条約 必須 ・ C.I.Q 機能可能である。(海事局見解) ・ 台湾・中国沿岸貿易可能 	<p style="text-align: center;">【開港】(国境離島型開港)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税法第 2 条第 1 項 11 号 ・ 関税法施行令第 1 条 外国との貿易のために外国に向けて港を開放する。 ・ SOLAS 条約 必須 ・ C.I.Q 機能可能である。 ・ 台湾・中国沿岸貿易可能

関税法

(不開港への出入)

第 20 条 外国貿易船等の船長又は機長は、**税関長の許可を受けた場合を除く外、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。**

但し、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

2 外国貿易船等が前項但書の事故に因り不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を附してその旨を税関職員に（税関職員がいないときは警察官に）届け出なければならない。

3 前項の規定は、**特殊船舶等が不開港に入港した場合**について準用する

関税法施行令

(不開港出入の許可の申請等)

第 18 条 法第 20 条第 1 項（不開港への出入）に規定する許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けて出入しようとする不開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。但し、外国貿易船等の航行の便宜その他の事情により他の税関長に提出することができる。

- 一 当該不開港の名称
 - 二 出入しようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍及び純トン数又は自重
 - 三 当該不開港に在港する期間及び当該不開港に出入することを必要とする事由
 - 四 当該不開港において貨物の積卸をしようとするときは、その品名及び数量
- 2 法第 20 条第 2 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、書面でしなければならない。

船舶法（2～3条関係）

2 船舶の国籍

1 日本船舶の範囲

日本船舶の範囲について述べよ。

・次の船舶が日本船舶とされる。

1 日本の官庁又は公署の所有に属する船舶

2 日本臣民の所有に属する船舶

3 日本に本店を有する商事会社にして合名会社にありては社員の 全員、合資会社にありては無限責任社員の全員、株式会社、有限会社にありては取締役の全員が日本臣民なるものの所有に属する船舶

4 日本に主たる事務所を有する法人にして、その代表者の全員が日本臣民なるものの所有に属する船舶

3 日本船舶の特権及び義務

1 日本船舶の特権

船舶法で認められている日本船舶の特権を2つ挙げ解答欄に記入せよ。

1 国旗掲揚権

2 不開港場の寄港、及び沿岸貿易権

関税法施行令

第一章 総則

第一節 通則

(開港及び税関空港)

第一条 関税法(以下「法」という。)第二条第一項第十一号(開港)に規定する政令で定める港は、別表第一に掲げる港とする。但し、第三項の規定により開港でなくなつた港を除くものとする。

2 法第二条第一項第十二号(税関空港)に規定する政令で定める空港は、別表第二に掲げる空港とする。

3 開港は、開港となつた年の翌年以後において次のいずれかに該当することとなつたときは、開港でなくなるものとする。この場合には、財務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

一 一年を通じて当該開港において貨物の輸出(法第七十五条(外国貨物の積戻し)に規定する積戻しを含む。次号及び第五十二条第二号において同じ。)及び輸入(法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(法第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む。))又は法第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の規定により税関長の承認を受けて外国貨物を置くことを含む。次号において同じ。)がなく、又は外国貿易船の入港及び出港がないとき。

二 一年を通じて当該開港において輸出され、又は輸入された貨物の価額の合計額が五千万円をこえ、かつ、外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が十一隻を超えることが引き続き二年なかつたとき。

4 前項各号の期間は、一月一日を起算日として計算する。

< 要検討 >

- ・花蓮市側の与那国町への要請はどこにあるか。
「直航便」と「開港」である。
(平成 14 年の親善相互訪問においても要請を受けている)

- ・「国境交流特区」 = 与那国 花蓮間の相互往来の実現が基本である。

行きやすくする (対象: 汽船「フェリーよなくに」を主とする)

来やすくする (対象: 台湾からの船舶 (旅客船, 貨物船))

ポイント:

与那国 花蓮港 = 「*短国際航海」であることを前提に、また、近い将来の「新造船」実現を念頭に、直航便就航に係る規制・要件等の緩和措置あるいは代替的な支援措置を求める。

短国際航海:

海事局によると、2 地点(港)間の距離が 200 海里以内、総運航距離が 600 海里以内が「短国際航海」として SOLAS 条約で認められているとのこと。

与那国 花蓮間は約 60 海里である。

その他

- ・与那国町「海の駅」構想:
開港型であることが望ましい。
- ・現在、台湾からの輸入はなぜ砂・バラスだけなのか? (不開港であるから?)
- ・外国貿易船等の出入に関する税関長の許可について (内容・諸要件は?)

開港条件（旧大蔵省内規）

項 目	条 件
外航船入船数、 外貿貨物量、港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恒常的であること ・ 旧大蔵省内規 <ul style="list-style-type: none"> 外航の入船数 : 年間 50 隻以 貨物量 : 150 千トン以上 港湾施設 : 5,000 トン級 (7.5m) 2 バース以上
必要官公署が設置される こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税関 ・ 検疫 ・ 植防 ・ 出入国管理
開港は追認の形で指定さ れる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開港に見合う需要が確定されることが先決とされる
開港できなくなる条件 (関税法施行令第 1 条 3 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて外貿貨物がないとき、外国貿易船の出港がないとき。 ・ 一年を通じての輸出入貨物の価格の合計額が 5,000 万円、外国貿易船の出港隻数の合計が 11 隻を超えることが引き続き 2 年なかったとき。
相手貿易国の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台湾を対象とする開港は対中国問題に発展しない。 (関税法上の外国は、外交上の外国と異なり、大蔵省としては問題にしない) ・ ただし、外交上の配慮は別問題

与那国における C.I.Q. の設置状況

- 検疫所（厚生労働省）・・・Q
- ・ 与那国：指定無しであるが臨時臨船検疫が行われている（機関委任：嘱託医・診療所医師）
 - ・ 石垣島：那覇検疫所石垣出張所
- 入国管理事務所（法務省）・・・I
- ・ 与那国：無し（平成 11 年撤退）
 - ・ 石垣島：福岡入国管理局那覇支局石垣出張所
- 植物検疫所（農林省）
- ・ 与那国：無し
 - ・ 石垣島：那覇植物防疫事務所石垣出張所
- 税関（財務省）・・・C
- ・ 与那国：沖縄地区税関石垣税関支署与那国監視署